

平成26年8月19日

〒460-0003 名古屋市中区錦1-8-37

ザ・グロー・オリエンタル 名古屋 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
(旧名称：特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク)
理事長 杉浦 市則
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階
事務局長 外山 孝司
(TEL: 052-265-9258, FAX: 052-265-9259)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

今般、貴社が使用している申込書類につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年9月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

1 貴社の使用している約款の記載

5. 挙式・披露宴の取消料

契約成立後の挙式・披露宴の取消及び順延の場合は下記の取消料を頂戴させていただきます。（ご予約日より遡って日数を計算致します。）お申込金は、取消料に充当させていただきます。充当後になお超過分がある場合には後日返金させていただきます。又、お見積り金額とは解約時点でのお見積り金額を指します。

● 挙式・披露宴取消の場合

①前日を含む365日以前	お申込金の 50%
②364日目以降240日まで	お申込金の100%
③239日目以降180日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の10%
④179日目以降120日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の20%
⑤119日目以降90日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の30%
⑥89日目以降60日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の40%
⑦59日目以降31日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の50%
⑧30日目以降15日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の80%
⑨14日目以降7日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の90%
⑩6日目以降4日まで	実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の100%
⑪3日目以降当日まで	お見積額（サービス料を除く）の全額

※1 衣装等別途外注先等によるご利用規約に定められているものは、その定めによるものとします。

※2 実費とは、既にご利用頂いている商品並びに既に発注済みの注文品の料金です。代表的なものとして以下のものがあります。

①結婚式招待状等の印刷物、②結婚式の写真・ビデオの前撮り撮影費用、③結婚式司会者・美容師・カメラマンに対して支払う補償料等、④キャンセル及び再販不可となった引出物・記念品等

2 申入れの趣旨

各取消時期における挙式・披露宴の取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう、見直しをして下さい。

3 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。本規約第5項（以下「第5項」といいます。なお上記1において摘示）は、挙式披露宴実施契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に取消料

を負担させることとなる部分については無効となります。

(2) 社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款

第5項が有効か否かを判断するにあたっては、挙式・披露宴の取消によって貴社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかが問題となりますが、社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款（以下、「モデル約款」といいます。）のキャンセル料規定が一つの指標となります（念のためお断りしておく、当法人は、必ずしも同約款が平均的損害の額を超えない額を定めた規定であるとは考えていません）。

そして、同約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下のとおり定めています。

期間	キャンセル料
申込日～365日前	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで
364日～180日前	申込金の50%まで及び印刷物等の実費
179日～150日前	申込金の全額及び印刷物等の実費
149日～120日前	お見積額（サービス料を除く）の10%まで及び印刷物等の実費
119日～90日前	お見積額（以下同じく、サービス料を除く）の20%まで及び印刷物等の実費
89日～60日前	お見積額の30%まで及び印刷物等の実費
59日～30日前	お見積額の40%まで及び印刷物等の実費
29日～10日前	お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
9日～前日まで	お見積額の45%まで及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額の全額

(3) 本約款5項とモデル約款との比較

ア ①前日を含む365日以前

モデル約款にいう申込金とは、本規約第1項規定の「お申込金20万円」と考えられるところ、第5項は、「お申込金の50%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の365日前までに取消す場合は、申込金の50%を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、いったん申込みをしてしまうと、それが披露宴等の1年前であっても一律にお申込金20万円の50%のキャンセル料が発生することとなりますが、申込みがいったんキャンセルされたとしても、1年以上前に解約された場合は、他の利用者により同じ日時で申込みがなされる可能性が高く、また、仮に結果として申込みがなかったとしても、1年以上前に解約されていれば通常の営業の結果と同視できるので、平均的に発生しうる損害は想定できません。この点、結婚式場利用契約の取消料条項が消費者契約法9条1号により無効であるとして申込金の返還を命じた東京地方裁判所平成17年9月9日判決（判例時報1948号96頁）も、挙式の1年以上前にキャンセルされた事例につき、1年以上前の日に挙式等が行われることによって利益

が見込まれることは通常は予定しがたいこと、新たな予約が入ることも十分期待しうる時期にあること等を理由に、「平均的な損害」として具体的な金額を見積もることができないと判示しています。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

イ ②364日目以降240日まで

第5項は「お申込金の100%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の240日前までに取消す場合は、申込金全額の200,000円を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、364日前～180日前までの取消の場合は、申込金の50%及び印刷物等実費が上限とされています。そして、当団体が平成21年に実施した結婚式事業者に対するアンケートの回答では申込金(予約金)は高くても100,000円(23事業者中13事業者)、平均額は76,087円でした。したがって、特段の事情のないかぎり、この時期に貴社に生じる平均的損害が少なくとも50,000円(100,000円の50%)及び実際に要した印刷費用等実費を上回ることとはないと考えられます。したがって、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

ウ ③239日目以降180日まで

第5項は「実費+お見積額(サービス料、実費を除く)の10%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の180日前までに取消す場合は、見積り金額の10%(見積額を250万円と仮定すると25万円+実費に相当)を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、364日前～180日前までの取消の場合は、申込金の50%及び印刷物等実費が上限とされており、当団体が実施したアンケートの結果は前記のとおりですので、少なくとも50,000円(アンケート最高額100,000円の50%)及び実際に要した印刷費用等実費を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

エ ④179日目以降120日まで(うち150日まで部分)

第5項は「実費+お見積額(サービス料、実費を除く)の20%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の150日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の20%(見積額を250万円と仮定すると50万円+実費に相当)を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、179日前～150日前までの取消の場合は、申込金の100%及び印刷物等実費が上限とされており、当団体が実施したアンケートの結果は前記のとおりですので、少なくとも100,000円(アンケート最高額)及び実際に要した印刷費用等実費を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

オ ⑤119日目以降90日まで

第5項は「実費+お見積額(サービス料、実費を除く)の30%」と取消料を規定

しているため、消費者が披露宴予定日の90日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の30%（見積額を250万円と仮定すると75万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、149日前～90日前までの取消の場合は、見積額の20%及び印刷物等実費が上限となります（見積額を250万円と仮定した場合、50万円及び実際に要した印刷費用等実費が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

カ ⑥89日目を降60日まで

第5項は「実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の40%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の60日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の40%（見積額を250万円と仮定すると100万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、89日前～60日前までの取消の場合は、見積額の30%及び印刷物等実費が上限となります（見積額を250万円と仮定した場合、75万円及び実際に要した印刷費用等実費が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

キ ⑦59日目を降31日まで

第5項は「実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の50%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の31日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の50%（見積額を250万円と仮定すると125万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、59日前～30日前までの取消の場合は、見積額の40%及び印刷物等実費が上限となります（見積額を250万円と仮定した場合、100万円及び実際に要した印刷費用等実費が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

ク ⑧30日目を降15日まで

第5項は「実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の80%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の15日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の80%（見積額を250万円と仮定すると200万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、29日前～10日前までの取消の場合は、見積額の45%及び印刷物等実費が上限となります（見積額を250万円と仮定した場合、112万5000円及び実際に要した印刷費用等実費、外注品解約料が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第5項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

ケ ⑨14 日目以降 7 日まで

第 5 項は「実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 90%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の 7 日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の 90%（見積額を 250 万円と仮定すると 225 万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、29 日前～10 日前までの取消の場合は、見積額の 45%及び印刷物等実費が上限となります（見積額を 250 万円と仮定した場合、112 万 5000 円及び実際に要した印刷費用等実費、外注品解約料が上限）、また、9 日前～2 日前までの取消の場合は、見積額の 45%及び納品済実費等が上限となります（見積額を 250 万円と仮定した場合、112 万 5000 円及び実際に要した印刷費用等実費、外注品解約料が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第 5 項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

コ ⑩6 日目以降 4 日まで

第 5 項は「実費+お見積額（サービス料、実費を除く）の 100%」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の 4 日前までに取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の 100%（見積額を 250 万円と仮定すると 250 万円+実費に相当）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、9 日前～2 日前までの取消の場合は、見積額の 45%及び納品済実費等が上限となります（見積額を 250 万円と仮定した場合、112 万 5000 円及び実際に要した印刷費用等実費、外注品解約料が上限）ので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

したがって、第 5 項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

サ ⑪3 日目以降 当日まで

第 5 項は「お見積額（サービス料を除く）の全額」と取消料を規定しているため、消費者が披露宴予定日の 3 日前～当日に取消す場合は、実費全額に加え、見積り金額の 100%（見積額を 250 万円と仮定すると 250 万円）を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、当日に取消がなされた場合でも、例えば、未提供の飲料類や、他の顧客への転用が可能な商品については、損害とはいえません。ですので、モデル約款自体も、事業者通常生ずべき損害額を超えたキャンセル料を定めたものとして、この点は無効と考えられます。

したがって、第 5 項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び取消料を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

(4) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し用いている契約書類において、各取消時期における披露宴・パーティーのキャンセル料（お取り消し料）を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう、見直しをされるよう、是正を申し入れます。

以上